

令和7年度E-マウンテンバイク導入支援事業の概要

1 目的

欧州リゾート地で主体となっているE-マウンテンバイクの取組みを全県下に波及させ、多様なサイクリング環境の形成や国内外からの更なるサイクリング観光需要を喚起するため、県内地方公共団体(市町)及び県内に本社又は事業所を有する事業者等を対象に、E-マウンテンバイク導入に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 対象事業者

原則、県内でE-マウンテンバイクを用いたツアー造成等を行っている、又は予定している以下の者とする。

(1) 県内市町(観光協会等の外郭団体、関係団体を含む)

(2) 県内に本社又は事業所を有する法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた者

(3) 県税に未納がある者

3 補助概要

補助対象経費	E-マウンテンバイク購入経費(防犯登録費用、付属品、TSマーク付帯保険加入費等)
補助対象車両	以下の要件をすべて満たすものとする。 (1) 国家公安委員会(警察庁)において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品等、道路交通法の基準に適合したものとする。 (2) TSマーク付帯保険または、自転車損害賠償保険に加入するものとする。 (3) 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項」に基づき、愛媛県公安委員会より実施団体として指定を受けた、(公社)愛媛県防犯協会連合会、愛媛県自転車商協同組合が防犯登録業務を委託する、自転車販売店で防犯登録をおこなうものとする。 (4) 自転車納品日が交付決定日から令和8年2月27日までの車両であること。
補助率	対象経費の2分の1以内
補助上限額	200千円/台(上限15台)

※別途、協会が契約するアドバイザーによる相談、現地調査、ガイド育成支援等を受けることができる。

4 補助対象期間 交付決定後から令和8年2月27日(金)まで

5 募集期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月25日(金)17:00まで(必着)

※予算に残額が生じた場合、以降の期間で随時募集予定

6 補助対象事業の決定 書面審査で事業内容等を審査し、予算の範囲内で会長が決定する。

